

加東市議会基本条例

評価・検証結果報告書

令和4年3月

議会基本条例評価・検証特別委員会

1. 検証の経過

本委員会は、次のとおり会議等を開催し、評価及び検証を行った。

日 時	内 容
令和3年 4月23日	第1回特別委員会 ・評価方法、スケジュール、議員アンケート設問検討
4月26日 ～5月12日	議員アンケート実施
5月19日	第2回特別委員会 ・議員評価結果に基づく検証（第1条～第9条）
6月10日	第3回特別委員会 ・議員評価結果に基づく検証（第10条～第19条）
6月25日	第4回特別委員会 ・議員評価結果に基づく検証（第20条～第29条） ・市民アンケートの設問検討
7月 9日	第5回特別委員会 ・市民アンケートの設問検討・見直し項目の精査
8月13日	第6回特別委員会 ・市民アンケート最終確認 ・中間報告まとめ
8月24日	全員協議会における中間報告
9月 1日 ～9月30日	市民アンケート作成、発送準備
10月 1月 ～10月29日	市民アンケート実施、随時集計
11月 8日	第7回特別委員会 ・集計結果の分析、市民アンケート結果に基づく検討
11月19日	市民アンケート結果の公表
12月10日	第8回特別委員会 ・市民アンケート結果に基づく検討 ・条例改正（案）の検討協議
令和4年2月18日	第9回特別委員会 ・評価・検証結果報告書（素案）の検討 ・条例改正（案）の確定
3月 8日	第10回特別委員会 ・評価・検証結果報告書まとめ
3月24日	第105回加東市議会定例会に議会基本条例の一部を改正する条例案を特別委員会提出議案として提出

2. 検証の方法及び結果について

【方法】

検証は、基本条例の条文ごとに議員アンケート及び市民アンケートの結果を踏まえて、下記のとおり評価した。

【評価区分】

- 「問題なし」・・・議会として概ね取り組めており、特に改善する必要のないもの。
「取組の見直し」・・・議会として運営方法等を改める必要のあるものや、各議員の取組において改善する必要のあるもの。
「条例の見直し」・・・基本条例の条文を改正する必要のあるもの。

【結果】

その結果、評価の対象とした条文のうち、「問題なし」が15、「取組の見直し」が9、「条例の見直し」が6となった。

(1) 「取組の見直し」が必要となったもの

① 第5条（議員の活動原則）について

条文	<p>(議員の活動原則)</p> <p>第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、<u>議員間の自由な討議</u>を重んじること。</p> <p>(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動をする事。</p> <p>(3) 市民全体の福祉の向上を目指し、<u>積極的に政策立案及び政策提案</u>を行うとともに、必要に応じて条例提案を行うよう努めること。</p>
改善事項	<ul style="list-style-type: none">・議員間の自由討議を積極的に行っていく必要がある。討議の趣旨や目的を明確に示して発議することなど、各議員が実施方法を改めて確認したうえで、実践していかなければならない。・議会からの積極的な政策立案や政策提案ができるよう、議会運営委員会において「政策立案ガイドライン」の策定に取り組んでいる。

② 第9条（議会報告会）について

条文	<p>（議会報告会）</p> <p>第9条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、少なくとも年1回議会報告会を行うものとする。</p> <p>2 議会報告会に関することは、別に定める。</p>
改善事項	<p>・市民アンケートでは、議会報告会について「知っているが行ったことがない」35.3%、「知らない・わからない」60.2%という結果が出た。この結果を踏まえ、今後の議会報告会のあり方や実施方法について、議会報告会実行委員会において検討していく必要がある。</p>

③ 第10条（市民との意見交換）について

条文	<p>（市民との意見交換会）</p> <p>第10条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する会議（以下「意見交換会」という。）を設置するものとする。</p> <p>2 意見交換会に関することは、別に定める。</p>
改善事項	<p>・意見交換会を開催した回数が少ない状況である。開催の申込みについては、市民からの申込みを待つばかりでなく、市議会側から市民に対して積極的に働きかけることで、多様な意見交換の機会が持てるよう、各常任委員会が取り組む。</p>

④ 第13条（議会審議における論点情報の形成）について

条文	<p>（議会審議における論点情報の形成）</p> <p>第13条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策を必要とする背景 (2) 提案にいたるまでの経緯</p> <p>(3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討</p> <p>(5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置</p> <p>(7) 将来にわたる効果及び費用</p>
改善事項	<p>・重要な政策については、市長等が有する各種事務事業に関する情報や課題を的確に把握したうえで、審議する必要があるため、積極的に資料の提出を求めていくこととする。</p> <p>・議員個人が資料提出を求める場合には、事前に議長へ申し入れができるように、議会運営委員会で検討し、ルール化しておくことが必要である。</p>

⑤ 第14条（予算及び決算における政策説明）について

条文	<p>（予算及び決算における政策説明）</p> <p>第14条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。</p>
改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算及び決算の審議に関しても、第13条と同様に、市長等が有する各種事務事業に関する情報や課題を的確に把握したうえで、審議する必要があるため、積極的に資料の提出を求めていくこととする。 ・ 議員個人が資料提出を求める場合には、事前に議長へ申し入れができるように、議会運営委員会で検討し、ルール化しておくことが必要である。

⑥ 第17条（議会の合意形成）について

条文	<p>（議会の合意形成）</p> <p>第17条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議等において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて<u>議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。</u></p> <p>3 自由討議に関することは、別に定める。</p>
改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5条と同様に、議員間の自由討議を積極的に行っていく必要がある。討議の趣旨や目的を明確に示して発議することなど、各議員が実施方法を改めて確認したうえで、実践していかなければならない。

⑦ 第18条（政策討論会）について

条文	<p>（政策討論会）</p> <p>第18条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員間の共通認識及び合意形成を図るとともに政策立案及び政策提案を推進するため、政策討論会を開催するものとする。</p> <p>2 政策討論会に関することは、別に定める。</p>
改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年12月16日に初めて政策討論会を開催することができた。その結果を検証し、次につなげる必要がある。

⑧ 第19条（委員会の運営）について

条文	<p>（委員会の運営）</p> <p>第19条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、専門性及び特性を活かした積極的な委員会運営に努めなければならない。</p> <p>2 委員会は、委員間の討議を通じ、<u>積極的な政策立案及び政策提案に努めるものとする。</u></p> <p>3 委員会の運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>
改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第5条と同様に、議会からの積極的な政策立案や政策提案ができるよう、議会運営委員会において「政策立案ガイドライン」の策定に取り組んでいる。

⑨ 第20条（専門的知見の活用）について

条文	<p>（専門的知見の活用）</p> <p>第20条 議会は、法第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、その専門的識見、政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>
改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の審査及び調査のために必要な専門的事項について、学識経験者等を活用するとともに、政策提案、議会改革、基本条例見直しなどにおいても、専門的知見を積極的に活用していく必要がある。

(2) 「条例の見直し」が必要となったもの（追加含む）

①第4条（議会の活動原則）について

【改正内容】	
政策立案及び政策提案することは、第3条に議会の役割として規定するため、本条では削除し、整合を図るとともに、文言を整理する。	
改正前	改正後
<p>（議会の活動原則）</p> <p>第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市政全般についての市民の意見を的確に把握するとともに、<u>政策立案及び政策提案を行うことにより</u>、市民とともにまちづくりの活動に取り組むこと。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 市民に分かりやすい<u>議会運営を行うため</u>、議会の改革に継続的に取り組むこと。</p>	<p>（議会の活動原則）</p> <p>第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市政全般についての市民の意見を的確に把握し_____、市民とともにまちづくりの活動に取り組むこと。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 市民に分かりやすい<u>議会運営を行うとともに</u>、議会の改革に継続的に取り組むこと。</p>

②第8条（市民と議会との関係）について

【改正内容】	
現在は、全ての議案に対して、議員の賛否の態度を議会広報で公表しているため、「重要な」の文言を削除する。	
改正前	改正後
<p>（市民と議会との関係）</p> <p>第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 議会は、<u>重要な議案</u>に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めるものとする。</p>	<p>（市民と議会との関係）</p> <p>第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 議会は、_____議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めるものとする。</p>

③第12条（市長等との関係の基本原則）について

【改正内容】	
<p>質疑は、論点や争点を明確にして議論を深めるため、一問一答方式を採用している。 また、質疑及び答弁の正確性を確保するために、市長等に議員の質問等に対する反問及び反論を許すことを定める。</p>	
改正前	改正後
<p>（市長等との関係の基本原則）</p> <p>第12条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行うとともに、本会議等における審議においては、議会と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 本会議等における質疑応答は、一問一答の方式で行うことができる。</p> <p>(4) 本会議等に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問する_____こと ができる。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>（市長等との関係の基本原則）</p> <p>第12条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行うとともに、本会議等における審議においては、議会と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 本会議等における質疑応答は、一問一答の方式で行うものとする。</p> <p>(4) 本会議等に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問し、又は反論すること ができる。</p> <p>(5) (略)</p>

④第15条（監視及び評価）について

【改正内容】	
<p>議会には、市行政の適正な執行を確保するために、市長等の事務執行を監視する役割があるが、まずは上程議案に対する審議等を通して当該事務を評価していくことで、行政全般の事務執行の監視につなげていくこととする。</p>	
改正前	改正後
<p>（監視及び評価）</p> <p>第15条 議会は、市長等の事務の執行について、監視する責務を有する。</p> <p>2 議会は、本会議等における審議、議決等を通じて、市民に対して_____市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。</p>	<p>（監視及び評価）</p> <p>第15条 議会は、市長等の事務の執行について、監視する責務を有する。</p> <p>2 議会は、本会議等における審議、議決等を通じて、市民に対して当該議案等に係る市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。</p>

⑤第29条（見直し手続）について

【改正内容】	
<p>本条例を検証するサイクルを確立させるため、原則として、市議会議員の任期である4年間のうち、概ね2年が経過した後に検証を行い、必要がある場合は、任期中に見直すことを定める。</p>	
改正前	改正後
<p>（見直し手続） 第29条 <u>この条例の施行後、</u>議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価、検証及び改善を行い、<u>必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>（見直し手続） 第29条 _____ 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価、検証及び改善を行う _____ _____ものとする。 2 議会は、議会の議員の一般選挙の日から2年を経過した後に、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。 3 議会は、前2項の規定による検証の結果に基づき、必要に応じてこの条例の改正を含む適正な措置を取るものとする。</p>

⑥第4条の2（災害時の対応）について ◎追加

【追加内容】
<p>大規模災害や感染症の大規模な流行時等においても、議会機能を早期回復又は維持させるための対応について条例に加える。</p>
条文
<p>（災害時の対応） 第4条の2 議会は、災害時においても、議会機能の維持に努めなければならない。 2 災害時の議会の行動基準等に関しては、加東市議会災害時業務継続計画（BCP）で定める。</p>

3. むすびに

本委員会は、第97回加東市議会定例会において、加東市議会基本条例第29条の規定に基づき加東市議会基本条例の評価・検証を行うため設置された。以後、議員アンケート・市民アンケートを実施するとともに、加東市議会の現在の取組を議会基本条例と照合しながら評価、検証を行った。

その結果、議会運営の改善や、市民に開かれた議会を目指す取組など多くの点で議会基本条例に基づいた取組が進められていると評価できた。

その上で、議会からの政策立案及び政策提案については取組の見直しが必要であり、今後議会において積極的に取り組んでいく必要がある。

また、議会基本条例本文においても災害時の対応の項目を追加するとともに、評価・検証を定期的実施するよう改めるなどの見直しを提言した。

今後とも、議会基本条例に基づく取組を継続し、市民の負託に応えられる議会を目指すことを提言し、本委員会のまとめとする。